**東京理科大 法学１（第６テーマ）「裁判所」**

担当：理一教養学科准教授　神野潔（JINNO, Kiyoshi）

**１司法権の意味**

・司法権…具体的な争訟について、法を適用することにより裁定する作用。法学的三段論法の考え方を前提とし、紛争を解決するために法を誠実に執行する。立法権・行政権とならぶ三権の一つで、憲76①で「全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところによる下級裁判所に属する」と定められる。

・日本ではイギリス・アメリカなどと同様に司法裁判所が行政訴訟も担当（憲76②で、行政による終審裁判の禁止を示す）⇔行政訴訟を司法権に含めず独立の行政裁判所を設置する国もある（フランス・ドイツ・戦前の日本など。法律の内容を行政が忠実に執行しているかどうかは行政自身が解釈・判断する）

・裁判所の役割と限界…裁3①に「一切の法律上の争訟を裁判」と定められるが、「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務・法律関係の存否に関する紛争であり、なおかつ法律を適用することによって解決することができるもの

⇒①法を適用することによって解決できない紛争は「法律上の争訟」とは言えないので、裁判所の審査権は及ばない（板まんだら事件【判例①】）、②行政・立法の自由裁量に属する事項については、結論を一義的に決定する基準がないので（紛争を解決するための法がないので）、裁判所の審査権は及ばない（裁量権の枠を超える権限の行使があったか否かについては、裁判所の審査権が及ぶ。また、行政機関の専門技術的裁量を統制しようとする場合には、判断の実質的な適否ではなく、判断の過程に見過ごし難い過誤があって、それに基づいて決定された時には、違法とする）、③事件性の欠けた抽象的な法律問題についての裁定も司法権の範囲外（1952年警察予備隊違憲訴訟）、④裁判官の弾劾裁判、条約・国際慣習法に基づく例外（日米地位協定によるアメリカ軍や、外交使節など）、⑤天皇の民事裁判権、⑥統治行為論（1959年砂川事件など）

**２裁判所の組織**

・日本の裁判所…憲76①には最高裁判所と国会の創設する下級裁判所の存在が認められ、これにより裁判所法は高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所を設置する

・三審制を採用して慎重な審理を可能にし（憲32「裁判を受ける権利」の具体的な実現）、上級審の裁判所の判断は、下級審の裁判所を拘束する

⇔最高裁への上告理由に関する制限…下級審は①事実認定に関する判断、②法解釈に関する判断の両方を行うが、最高裁は主に法解釈の問題のみを扱う

・特別裁判所の禁止…特殊な人・特殊な事件について裁判するために、通常の裁判所の系列の他に設けられる裁判機関の禁止（戦前の軍法会議など、現在の弾劾裁判所は例外）

・最高裁…裁判所の頂点に位置し、裁判所としての終局的な法律判断を下す。長官１名＋裁判官（判事）14名で構成され、裁判官・検察官・弁護士・行政官・法学者からバランスよく選ばれる。長官は内閣の氏名に基づいて天皇が任命し（憲６②）、その他の判事は内閣が任命し、天皇が認証する（憲79①）

・最高裁裁判官に対しては国民審査制度があり（憲79）、民主的なコントロールを受けるが（国民審査はその裁判官の任命後最初の衆議院議員総選挙の際に行われ、以後10年ごとに再審査。罷免すべきという意見が過半数となるとその裁判官は罷免される）、形骸化しているという批判もある（アメリカ連邦最高裁において、裁判官が自身の政治イデオロギーを明確に示し、立法府に対して独自の権力を維持し続けようとするのと対照的に、日本の最高裁は「司法消極主義」だと言われる）

・形骸化の理由はその投票制度だとする指摘が多い。最高裁判所裁判官国民審査法に基づく投票制度は、審査される裁判官の氏名を連記した投票用紙を用い、罷免すべきだとする裁判官の氏名に×を書く（罷免を可としない裁判官の氏名には何も書かない）という方法である。どちらが良いか判断できない白紙投票も「罷免を可としない票」と数えられることが問題視されている（×・○・白紙でもOK？）

**３　違憲立法審査制**

・違憲審査…憲81には「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定められ、憲法に違反する法律を最高裁はそれを違憲無効とすることができる（憲法の価値を守る権限を行使し、少数派の人権保障を通じて民主主義そのものを守るもの）

・付随的違憲立法審査制を採用…特定の法律などの違憲性を判断するのは、あくまで人権侵害などをめぐる具体的な訴訟においてでなければならない（事件が実際に起きてもいないのに、法律などの違憲性を審理することはできない）⇔ドイツでは憲法裁判所が設置され、具体的な事件がなくても法律の違憲性を判断できる（抽象的違憲立法審査）

・抽象的違憲立法審査制が積極的な違憲判断を可能にするが、実際にはアメリカ連邦最高裁でも多くの違憲判決が出ている（日本の最高裁は違憲判断消極主義あるいは合憲判断積極主義、例えば砂川事件における「統治行為論」、1959年）

・司法制度改革で憲法判断が活発化…これまでの10件の違憲判決のうち、半分は2000年代（一票の格差問題における「違憲状態」判決など）⇒憲法価値を守る番人である最高裁が存在感を出し始めている

**４　裁判官の良心**

・憲法・法律の拘束…憲76③に「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とある。「憲法及び法律」に、命令や条例も含まれることは当然だと理解されている。

・裁判官の良心…①客観的良心説（「良心」とは客観的に存在する法を発見し、それに従うべきだという裁判官の職業倫理）、②主観的良心説（基本は客観的良心に従って裁判をするべきだが、ハード・ケース（一義的な答えが発見できなさそうな法律問題）では、裁判官は自己の良心に基づいて具体的な判断をするべき）

⇒①を採用すれば、法には欠缺がなく、あらゆる法律上の争訟について、唯一の正解を発見できるということになってしまう（参考：19世紀ドイツの概念法学）

⇒仮にあらゆる法律上の争訟について客観的な正解が存在すると考えても、ハード・ケースで答えに意見の対立がある以上（あるいは、その対立を解決するための方法について合意が存在しない以上）、裁判官の主観的な判断によって答えが導かれている。大切なのは、裁判官はその判断をする際に、個人的な道徳観による選択をするべきではなく、どのように判断することが、法秩序全体として整合的かという観点から、その選択をしなければならない

⇒裁判官の政治活動などは認められるか（寺西事件、【判例②】）